最終更新日：2016年8月26日
宝印刷株式会社
代表取締役社長　堆　誠一郎
問合せ先：総務部総務課　03-3971-3102
証券コード：7921
http://www.takara-print.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「ディスクロージャーのパイオニアとして、お得意様に感動していただける最善のサービスを提供し、社業の発展に努め、情報化社会に貢献する」ことを社訓とし、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステーク・ホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。
なお、当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、当社ホームページに開示しております。（http://www.takara-print.co.jp/）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則３－２－２　外部会計監査人　（３）外部会計監査人と監査役、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保】
外部会計監査人と監査役は、監査役監査基準および年間監査計画の定めるところにより年4回（四半期ごと）および必要に応じて懇談を行っておりますが、外部会計監査人と内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保については、定期的な会合の開催など体制の整備について検討することとします。

【補充原則４－２－１　経営陣のインセンティブ報酬】
当社は、業務執行取締役の報酬等について次のとおり「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第24条に定め、当社ホームページに開示しています。

・業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向けた当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとすることとしています。
・取締役会は、業務執行取締役の報酬額を、独立社外取締役から助言を得て、当社が定めた一定の基準に基づき一部業績連動の要素を反映させて決定することとしています。
・独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないこととしています。

ただし、業務執行取締役に対する具体的なインセンティブ報酬制度は、導入していません。

【補充原則４－８－１　独立社外者のみを構成員とする会合】
独立社外者のみを構成員とする会合は実施していません。当社では、原則として年4回、独立社外役員と社長をメンバーとする独立社外役員会議を開催してきており、事業やコーポレートガバナンス等に関する自由な議論がなされています。

【補充原則４－８－２　筆頭独立社外取締役】
当社の独立社外取締役は、経営陣と十分な情報交換、認識共有を行っており、「筆頭独立社外取締役」の決定は、要しない旨の判断を行っています。

【補充原則４－１０－１　独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置】
当社は現在、任意の諮問委員会は設置していません。取締役会は独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、２名の独立社外取締役と独立性の高い１名の非常勤の取締役および代表取締役社長を含む５名の常勤の取締役の８名により構成されています。代表取締役社長は、独立社外取締役および監査役と定期的に会合を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っています。また、独立社外取締役から、業務執行取締役の指名手続、報酬の決定についての助言を得ています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社では、政策保有株式は、営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的としています。なお、各担当執行役員は四半期ごとにその状況を確認しています。取締役会には、定期的に営業上の取引関係等と株式保有によるリターンを勘案して保有方針とおりの対応が行われているかを報告しています。政策保有株式に係る議決権の行使については、営業上の取引関係等と株式保有によるリターンを勘案して判断することとしています。この方針は、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第４条（株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針）に定め、当社ホームページに開示しています。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、子会社との取引を除き、基本的には関連当事者間取引は行っていません。子会社との取引は、その内容を取締役会に説明し承認を得、当該取引内容を定期的に報告しています。この方針は、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第５条（関連当事者との取引）に定め、当社ホームページに開示しています。

【原則３－１　情報開示の充実】
（１）当社は、高品質のディスクロージャー＆IRサービスの提供を通じ、お客様に感動していただける企業を目指すという基本理念のもと、「グローバルなファイナンシャルサポート企業」と「ディスクロージャー＆IRサービスのオンリーワン企業」を当社が目指す将来像としています。その具体的な内容は、「新・中期経営計画2017」として、2015年７月１日に開示しています。

（２）当社は、「ディスクロージャーのパイオニアとして、お得意様に感動していただける最善のサービスを提供し、社業の発展に努め、情報化社会に貢献する」ことを社訓として定め、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方

針としております。その実現のために、組織の見直し、各種規程の制定・施行、および教育の充実に努め、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの整備・改善を図り、コーポレートガバナンスの更なる充実に努めています。

（3）業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向けた当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしています。取締役会は、業務執行取締役の報酬額を、独立社外取締役から助言を得て、前述のとおり当社が定めた一定の基準に基づき一部業績連動の要素を反映させて決定します。また、執行役員の報酬額についても同様に決定します。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。取締役の報酬等の上限については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容において定めます。

（4）当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないものとしています。また、当社は、取締役会を構成する者の多様性に配慮しています。これは、執行役員の選任手続きに準用しています。なお、全ての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。補欠取締役を含む取締役の候補者は、独立社外取締役から助言を得て、取締役会で決定します。
　当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないものとしています。また、当社は、監査役会を構成する者の多様性に配慮しています。なお、当社の監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないものとしています。補欠監査役を含む新任監査役の候補者は、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定します。

（5）当社は、取締役および監査役候補者における個々の指名理由を、株主総会招集ご通知の株主総会参考書類に記載し開示しています。

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
　取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の向上を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値を向上させることについて責任を負います。取締役会は、この責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。取締役会は、執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を執行役員の人事に適切に反映させるものとします。取締役会の役割については、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第10条（取締役会の役割）に定め、当社ホームページに開示しています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
　取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、当社の業務に関係の深い証券市場・証券業界やディスクロージャーの分野における卓越した識見と幅広い経験を有する者を基本に、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者を独立社外取締役として選任する際の判断基準としております。この方針は、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第16条（独立社外取締役の独立性判断基準および資質）を定め、当社ホームページに開示しています。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としてのバランス、多様性および規模の考え方】
　当社の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならず、取締役会を構成する者の多様性に配慮することとしています。当社の取締役会の人数は3名以上9名以下とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役とし、全ての取締役の任期は1年であり、毎年、株主総会決議による選任の対象となります。新任取締役（補欠取締役を含む。）の候補者は、この方針を踏まえて選任し、取締役会で決定します。この方針は、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」「第6章　第2節　取締役会の有効性」に定め、当社ホームページに開示しています。

【補充原則4－11－2　他の上場会社の役員の兼任状況】
　独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任しようとするときは、あらかじめ取締役会の承認を受けるものとしています。社外取締役および社外監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書等に適切に開示しています。この方針は、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第18条（独立社外役員の兼任制限）を定め、当社ホームページに開示しています。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性についての分析・評価および概要の開示】
当社は、年度ごとの取締役会全体の実効性について、取締役会における各取締役の自己評価をベースとして分析・評価した結果の概要を開示することとしております。
第79期（平成28年5月期）の取締役会の実効性については、1.取締役会の運営全般、2.取締役会の役割、3.今後の課題等について、各取締役の自己評価を記名式のアンケートにより集計し、これをベースとして取締役会において分析・評価を行った結果、おおむね実効性が確保されているという結論に達しました。このうち、評価できる点としては、自由闊達な議論・意見交換が行われたことや、十分な審議時間が確保できたことなどがあげられました。他方、提供資料・説明内容については改善の余地があることが認められました。また、今後の重要な課題としては、事業環境の変化に応じたスピーディーな業務執行を推進しつつ、中長期的視点に立った戦略について、さらに議論を深めていくことがあげられました。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
　当社は、取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないものとしています。この方針は、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第19条（取締役および監査役の研鑽および研修）に定め、当社ホームページに開示しています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
　代表取締役社長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努めます。当社は、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示および自主規制機関の要請する開示ならびにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努めるとともに、株主と建設的な対話を行うものとします。この際は、インサイダー情報を厳重に管理するとともに株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めます。この方針は、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第25条（株主との対話）および第26条（ステーク・ホルダーとの対話）ならびに当社のディスクロージャーポリシーに定め、当社ホームページに開示しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社野村	632,800	4.89
株式会社みずほ銀行	544,367	4.20
株式会社三井住友銀行	476,564	3.68
野村　正道	380,050	2.93
宝印刷社員持株会	223,981	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	176,900	1.36
三井住友信託銀行株式会社	169,660	1.31
明治安田生命保険相互会社	168,710	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	120,800	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	115,400	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況に記載していませんが、当社は自己株式1,758,546株(13.59%)を保有しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水　寿二	他の会社の出身者											
高橋　厚男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水　寿二	○	清水寿二氏は株式会社日本商品清算機構ならびに株式会社東京商品取引所の社外取締役であります 株式会社日本商品清算機構ならびに株式会社東京商品取引所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません	証券市場において卓越した識見と幅広い経験を有する当該取締役は当社の経営監視機能の強化に適任であるため また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております
高橋　厚男	○	高橋厚男氏は藍澤證券株式会社の社外取締役ならびに高木証券株式会社の社外監査役であります。また、公益財団法人日本関税協会の理事長であります。 公益財団法人日本関税協会と当社の間に重要な取引その他の関係はありません 藍澤證券株式会社ならびに高木証券株式会社と当社の間に営業上の取引があります	証券業界ならびにディスクロージャーの分野における幅広い識見を有する当該取締役は、当社の経営監視機能の強化に適任であるため また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております なお、同氏は当社が導入しております「当社

		なお、取引金額は連結売上高の1%未満であり、僅少であります	株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に係る特別委員会委員に就任しております

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役および会計監査人は
●相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告
●定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
●棚卸および支店・営業所監査の立ち会い等
を連携して行い監査の質的向上を図っております。

内部監査部門としてCSR部（4名）を設置し、運営しております。
監査役および内部監査部門は
●相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告
●業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況
●会社法および金融商品取引法上の内部統制への対応等
CSR経営全般について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西　裕	弁護士													
山上　大介	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西　裕	○		

		大西裕氏は丸市綜合法律事務所弁護士であります 丸市綜合法律事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません	弁護士としての専門的見地から業務執行の適法性をチェックするため また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております
山上　大介	○	山上大介氏は株式会社小田原エンジニアリングの監査役ならびにローヤル電機株式会社の社外監査役であります。また、山上公認会計士事務所所長であります 株式会社小田原エンジニアリングと当社の間に営業上の取引があります なお、取引金額は連結売上高の1%未満であり、僅少であります ローヤル電機株式会社と山上公認会計士事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません	公認会計士としての専門的見地から会計監査人と連携し適正性をチェックするため また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に係る特別委員会委員に就任しております

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名と社外監査役2名の計4名全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は特段行っておりませんが、報酬総額は業績を考慮し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は取締役、監査役、社外役員の区分でそれぞれの総額を開示しております。平成27年度に支払った報酬等は次の通りです。
1.取締役（社外取締役を除く）133,767千円
2.監査役（社外監査役を除く）15,816千円
3.社外役員18,300千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬(賞与含む)につきましては、株主総会の決議により、取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定しております。取締役への退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において贈呈しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、総合企画部が担当し、社外監査役のサポートについては、常勤監査役が対応しています。
取締役会ならびに監査役会開催の都度、原則として事前に関係資料を配布するほか、適時社内通知等の配布をするなど情報伝達に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（業務執行）
・当社は監査役会設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。
・取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、社外取締役2名を含む8名の体制をとっております。取締役会は原則月2回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
・当社は、取締役会への付議事項の事前審議および取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務遂行方針・計画・重要な業務の実施等に関する協議機関として取締役常務執行役員以上をメンバーとする経営会議を、原則月1回開催しております。
・原則として年4回独立社外役員と社長をメンバーとする独立社外役員会議を開催し、当社の事業およびコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論することとしております。
・当社は執行役員制度を導入しています。執行役員は、取締役会からの権限委譲により業務執行を行います。

（監査・監督）
・監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。社外監査役2名は弁護士および公認会計士であり、専門的見地から監査を行なっております。
・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
・会計監査人には、和泉監査法人を選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
・内部監査部門として、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類および経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。
・監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
・会計監査業務を執行している公認会計士の氏名、所属する監査法人および継続関与年数は、次のとおりです。

（所属する監査法人名）	（公認会計士の氏名）	（当事業年度を含めた継続関与年数）
和泉監査法人	代表社員　業務執行社員　松藤　雅明	7年
和泉監査法人	代表社員　業務執行社員　森　英之	2年

なお、上記の他に監査業務に関わる補助者として公認会計士2名がおります。
・顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合に適宜に助言・指導を受けております。

（指名）
・当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。
・当社は、取締役会を構成する者の多様性に配慮するものとしております。
・全ての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としております。
・補欠取締役を含む取締役の候補者は、独立社外取締役から助言を得て、取締役会で決定いたします。
・当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。
・当社の監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないとしております。
・当社は、監査役会を構成する者の多様性に配慮するものとしております。
・補欠監査役を含む監査役の候補者は、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定いたします。
・社外取締役は、取締役会などにおける重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断をしていただくために、幅広い、且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する者を選任するものとしております。また、社外監査役は、取締役会などにおける重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定がなされるために、公認会計士、弁護士としての専門的な知識や経験などを有する者を選任するものとしております。
・社外取締役および社外監査役候補者の選定に当たっては、個別具体的に、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として1名以上確保することとしております。
・執行役員は、代表取締役社長が指名し、取締役会での承認を得て選任しております。

（報酬）
・取締役および監査役の報酬(賞与含む)につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、業務執行取締役については、独立社外取締役から助言を得て、取締役会決議により決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。取締役および監査役への退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において贈呈しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役2名および社外監査役2名は、当社と人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係はなく、当社事業から独立した視点により、経営に対する監督および監査が行われていると考えております。
取締役会における適切かつ効率的な意思決定を実現するため、社外取締役は、取締役会において、独立した視点によりそれぞれの見識に基づいた助言を行っており、また、社外監査役は、専門的見地から業務執行の適法性等をチェックし、経営に対する監視機能を果たしております。
このような、社外取締役と社外監査役が適切に機能する前述したコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第79期（平成28年5月期）は、定時株主総会開催日22日前の8月4日に発送し、その前日の8月3日にTDnetおよび議決権行使プラットフォームならびに当社ホームページに開示しました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使のウェブ対応（携帯電話やスマートフォン等含む）の他、株式会社ICJ運営の議決権行使プラットフォームを採用しております。 また、当社独自の株主情報ウェブサイト「SRコミュニティ」をオープンし、議決権行使の利便性向上に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第72回定時株主総会（平成21年8月21日開催）より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類を英文にし、TDnetおよび議決権行使プラットフォームにて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて公表	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	一般投資家を対象とした各種IRイベントの出展を実施する他、「東証IRフェスタ」および「日経IRフェア」に継続して出展しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・証券アナリストを対象として年2回実施、決算（第2四半期）報告・経営の現状と展望・営業報告	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書決算説明会動画および資料、決算短信・四半期決算短信、株主通信（四半期を含む）、アニュアルレポート、CSR報告書、株主総会における議決権行使の結果を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・当社は、ISO9001「品質」認証、ISO14001「環境」認証、プライバシーマーク認証、FSC森林認証、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の各認証を取得している他、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティング認定を取得しております。また、活動状況等につきましては、CSR報告書をホームページ上に掲載しております。 ・CSR活動を推進するための組織として「CSR部」を設置しております。 ・当社では、社会貢献の一環として、株主優待おいて寄付を選択された株主全員の優待品相当額を株主の皆様に代わりまして、当社がまとめて環境保全や社会福祉支援等の社会貢献活動団体へ寄付をさせていただいております。 具体的には、平成27年度は、2010年より継続して行っている目の不自由な方が自由に読書できる環境を整え、点字図書や録音図書の制作と貸出し等をされている社会福祉法人日本点字図書館へ引き続き寄付をしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令および東京証券取引所の有価証券上場規程等ならびに当社の情報開示諸規程等に基づき内容等を検討し、取締役会での審議を経て適時、情報開示、公表をしております。 方針につきましては、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第25条（株主との対話）および第26条（ステーク・ホルダーとの対話）ならびに当社のディスクロージャーポリシーに定め、当社ホームページに開示しています。
その他	＜女性役員の状況＞ 現在当社において女性の取締役はおりませんが、子会社の取締役に2名女性がおります。 当社は、社員の持つ多様性および女性への配慮を踏まえた平等な能力開発のため、下記の

プログラムを遂行しております。

＜ダイバーシティ推進プロジェクト＞
　ダイバーシティの推進は当社の重要な事業戦略です。
個々の社員の持つ多様性を認め、個性を活かし、個々の能力を発揮できるような会社とすることで、会社の成長や発展、社員の幸せを実現していきたいと考えています。
個々の社員が持つ様々な家庭環境や価値観を受入れ、今まで制約ともなりがちであったこれらの要因を、発想を転換することで特徴と位置付け、その特徴を活かしたマネジメントを行うことで、既成の概念を取り払い、積極的・効果的な人材活用を実現していきたいと考えています。そして、このような取組みが創り出す多種多様な新たな価値観が、個々の社員のモチベーションを上げ、様々な環境の変化に柔軟に対応する組織を生み出し、会社が成長・発展する礎となっていくと考えています。
　ダイバーシティ推進プロジェクトは平成21年7月からスタートし、現在、第8期に入りました。その間、出産・育児・看護・介護の問題に対応した諸規定の改正、男性社員の育児休業の推進、短時間勤務制度、ノー残業デー制度、連続休暇の取得推奨、残業削減活動、また、資格取得支援や起業支援など、働き方の多様性を認め、個々の持つ可能性や能力を引きだすような取組みを行っています。

＜ワーク・ライフ・バランスへの取組み＞
・「一般事業主行動計画」について
当社では平成27年11月1日～平成29年10月31日の2年間を第4期として一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ提出しています。育児休業の取得向上、年次有給休暇取得向上を目標に掲げ、対策を講じています。
・豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定
本社所在地の東京都豊島区の「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業制度」について認定を受けています。
・次世代育成支援対策推進法認定マーク(愛称：くるみん)の取得について
次世代育成支援対策推進法に基づき、東京労働局より基準適合一般事業主認定を受け、認定マーク「くるみん」を取得いたしました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。
・リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
・内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
・法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に務めるとともに、対応し、改善する。
・大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたる。
・変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。
・定例の取締役会を原則月２回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めている。
・取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配布する。
・日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。
・担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
・当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月１回開催する。
・当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。
・当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。
・CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。
・当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
・監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。
　また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

(9)取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。
　また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

(10)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。
・監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。
・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。
・代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備
倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。
取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

上記業務の適正を確保するための体制の第79期(平成28年5月期)における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)
お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。
そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部から講師を招きセミナーを社内で開催するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。
また、当社の基本ルール(社訓、行動規範、各種社内規程等)、統合マネジメントシステムのルール(CSR運営マニュアル等)のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール(法令・規制要求事項)について解説した「社員向けコンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。
株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況)
当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は12回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は22回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。
取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)
損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。
また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上につとめております。
事業継続計画(BCP)は、全社BCPを部署ごとにおとしこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時の体制を整備しております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況)
当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を12回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況)
監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。
また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

(反社会的勢力排除に対する取組みの状況)
総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。
役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、10項目の当社取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、この行動規範の取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除しております。
(2)反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。
(3)取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 導入の目的
当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しており、平成28年8月26日開催の当社第79回定時株主総会の決議によりこれを継続しております。
当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありませんが、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することとなる場合がありえます。
買収防衛策は、大量買付行為が行われた場合に、買付者が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保を目的としております。

2. 適用対象となる買付行為
当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為。または、当社が発行者である株券等について、公開買付係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付行為。

3. 特別委員会の設置
当社取締役会は、当社株式の大量買付行為がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。
この特別委員会は、当社取締役会から独立して、当該大量買付行為への対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動および不発動に関し、審議し、取締役会へ勧告いたします。

4. 取締役会の決議
当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社株式の大量買付行為への対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

5. 有効期間
有効期間は3年間とし、期間は平成31年5月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までといたします。

6. その他
買収防衛策の継続につきましては、当社ホームページ(http://www. takara-print. co. jp/) 株主・投資家情報 ⇒ 経営方針・体制「買収防衛策」に記載しておりますので、ご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の概要

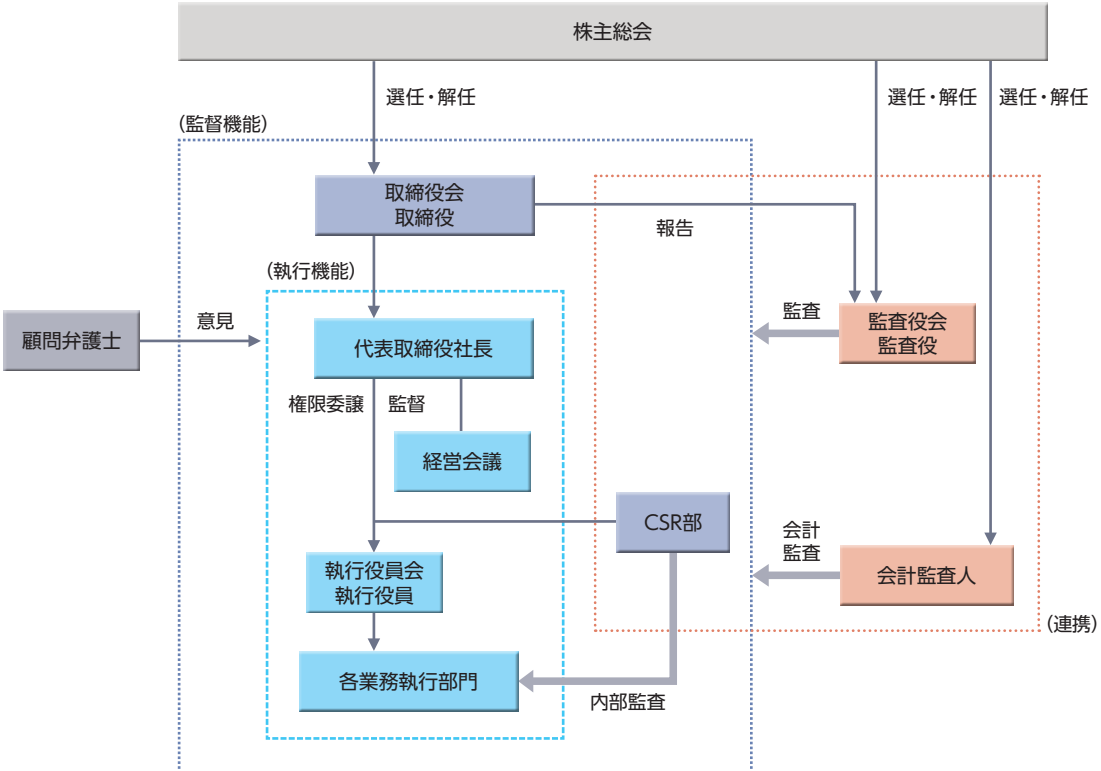

情報開示の業務フロー

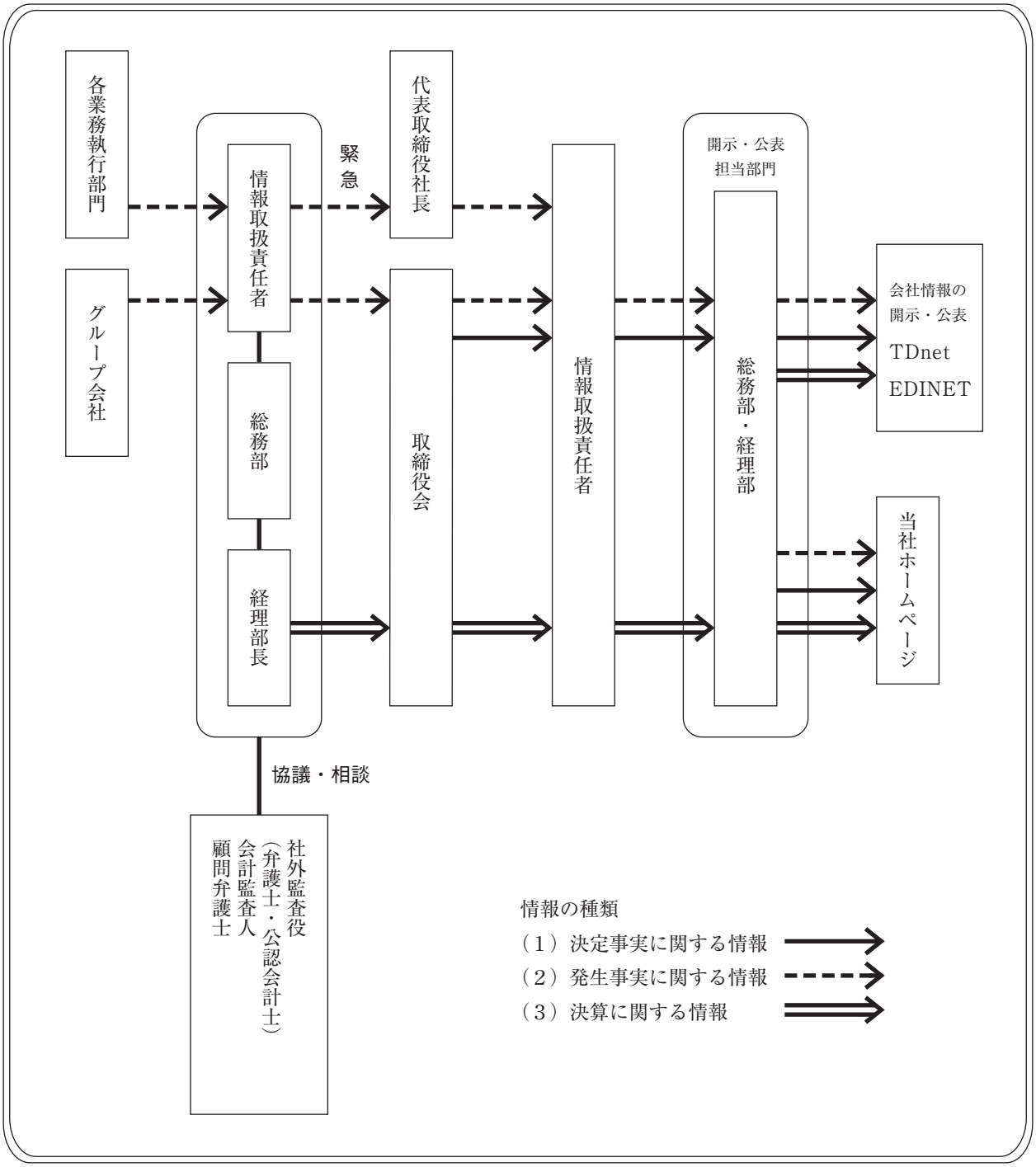
各業務執行部門
グループ会社
情報取扱責任者
総務部
経理部長
緊急
代表取締役社長
取締役会
情報取扱責任者
開示・公表
担当部門
総務部・経理部
会社情報の
開示・公表
TDnet
EDINET
当社ホームページ
協議・相談
社外監査役
（弁護士・公認会計士）
会計監査人
顧問弁護士
情報の種類
（1）決定事実に関する情報
（2）発生事実に関する情報
（3）決算に関する情報